

平成20年第3回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成20年7月15日
 2. 招集の場所 玉城町議会議場
 3. 開 会 平成20年7月15日
 4. 応召議員

1番 小林 一則 君	2番 風 口 尚 君
3番 山本 静一 君	4番 高木 市郎 君
5番 鈴木 加奈子 君	6番 東谷 富雄 君
7番 小林 豊 君	8番 中瀬 信之 君
9番 山口 和宏 君	10番 奥川 直人 君
11番 野口 繁 君	12番 川西 元行 君
13番 前川 夫 君	14番 中野 勇 君
 5. 不応召議員 なし
 6. 出席議員 14名
 7. 欠席議員 なし
 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村 修一 君	副 町 長 坪井 信義 君
教 育 長 見並 健一 君	会 計 管 理 者 森島 千里 君
総 務 課 長 中郷 徹 君	税 務 住 民 課 長 松田 幸一 君
生活福祉課長 林 裕紀 君	上 下 水 道 課 長 小林 一雄 君
建設産業課長 前田 浩三 君	病 院 老 健 事 務 局 長 田間 宏紀 君
農林商工課長 田畑 良和 君	教 育 事 務 局 長 辻 誠 君
総務担当課長補佐 田村 優 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中村 元紀 君
 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南 友敬 君	同 書 記 高井 美江 君
同 書 記 中川 泰成 君	
 10. 提出議案
- 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 4. 議案第51号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
 - 第 5. 議案第52号 工事請負契約の締結について

- 第 6 . 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号)
第 7 . 発議第 5 号 玉城町農業委員会委員の推薦について

(午前 9 時 0 0 分 開会)

議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 0 年第 3 回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。

開会あたり町長より臨時会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長 (辻村修一君) 平成 2 0 年第 3 回の臨時会を開会頂きまして、ありがとうございます。今回、提案を申しあげる案件につきましては、すでに専決処分をさせていただいております、後期高齢者医療に関する条例の専決ということでございます。それと戸籍法の改正に伴う手数料徴収条例の改正、並びに三郷・昼田処理場の工事請負契約の締結についても提案を申しあげる所でございます。又、法人町民税の還付が発生をしておりますそのことによります一般会計の補正予算をお願いするものでございます。更にこのたび農業委員の任期満了によります議会の推薦につきましても、お願いをして頂くということでもあります。なにとぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 (小林一則君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 (小林一則君) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

5 番 鈴木加奈子さん 6 番 東谷富雄君

の 2 名を指名致します。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 2 . 会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間とすることに決しました。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 3 . 議案第 5 0 号 専決処分の承認を求め

ることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第50号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案致します条例は、去る6月12日に決定されました、後期高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修が間に合わないため、平成20年度に限り、納期を9回から8回に変更するものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第50号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）後期高齢者医療につきましては、名前を変えてみたり、国民的な運動に押されて政府によりまして少しずつ手直しがされてきているところでもあります。そのたびごとにシステムの改修し、担当される職員の皆さんにとっては、大変な忙しさが加わっていると思いますが、今回の改定というのは、どのようになっているのかご説明を頂きたいと思ひますし、それから納期が9回から8回の変更になることによって、結局は分散した方が、月々払う金額としては払いやすい金額になるのではないかと思います、9回の納期から8回にするということによって、負担が大変大きくなるのではないかとこのように思うところではありますが、この減額の状況加えてこの納期についてのご説明をお願いしたいと思います。実際問題としてこの9回から8回の納期に変更になることによって、支払う金額が増える方というのがどの程度あるのかお伺いします。又、徐々に改善をというふうに先ほど申し上げましたが、この減額措置によってどの程度どのように減額になるのか玉城町の該当者の方々に何割ぐらいの方が軽減されるのか、そういったことについてもお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）今回の6月12日政府与党が発表した軽減策の中身としましては、大きく3つございます。一つは所得の低い方への配慮として7割軽減のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については、9割減免するということが一つです。二つ目は所得割を負担する方のうち所得の低い方具体的には国の方では年金収入が210万程度と示しておりますが、これについて所得割額を50%程度減免するということ

でございます。3つ目につきましては、これらの措置を講じてもお保険料を支払えない事情がある方については、三重県の後期高齢者連合の個別の減免を含め市町村におけるきめ細かな相談体制を、設置せよというのが3つでございます。その中で、2番目の所得割を負担する方の内所得の低い方を一律50%軽減するということにつきましては、国が作り出した標準システムこれは各都道府県広域連合に配布されているわけですが、国のほうのシステム改修ができないという当初の理由でこれについては、これを実施するかどうかは各都道府県の広域連合に委ねるといって国の方は言っております。ところが6月26日の厚生省の全国課長会議におきましては、システム改修ができなかったということで、なるべくできる限り2番目の項目については各都道府県の広域連合は実施するように、努めてもらいたいというような指示がでております。従いましてこれを受けて、三重県の広域連合は明日臨時議会を開いて、この場でその案件について審議をする予定でございます。続きまして玉城町にこの対象の方がどのくらい見えるのかということですが、30数パーセントくらい見えるだろうということで、三重県の広域連合は資料を示しております。システム改修には約400億円位かかるということですがこれについては、すべて特別調整交付金で補助をすると厚労省は打ち出しております。保険料ですがこの1・2の減免措置を行った場合についてどのくらい影響が出るかということにつきましても、明日の議会で示されることになっておりますので、ここでは控えさせて頂きたいとこのように考えております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)3回という質問回数の制限を議員はうけております、それで先ほどの9回から8回に納期になることによって、引き上げになる人はどれほどいるのかということの事を申しあげてあったのですが、議長におかれましては、答弁漏れのあります時にはそちらの方で整理をして頂きまして答弁者に指摘をお願いすることを要望致します。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)納期につきましては、9回から8回と申しますのは国のシステム改修が間に合わなかったために、説明させてもらった通り7月から始まる納期はゼロ円という納付書を発行することも可能でしたが、それでは納税者の方々が混乱するというので、7月はやめて8月からスタートするというので8回になる。当然一定で決められた保険料を9回で払うところを8回で払うのですから、当然1回の納付金額は増えるのは当然でございます。但しもしこれを9回のみですと7月にいったん軽減をされる方から見れば、いったん高い金額を払ってまた8月9月以降に下がる金額の納付

書を送るといふふうには、変更通知書を送ることになりまして、今回は国の方の指導もあり、又明日三重県も議会の方で8回にするということで、これが増える方というのは今申し上げたように、軽減される方が3割強ということをお願いしましたが、当然その差し引きの方々がおそらく7割弱見えるのかなというふうには推測しております。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）半数以上の方々がこの減額措置を受けない方は殆んどすべての方ですが、1回に支払う保険料の額が増えるということについてはやはりそれを理解していただけるような、方法を取らなければいけないと思います。元々この後期高齢者医療保険制度これにつきましては、非常に問題がある当初から日本共産党としては、この制度は問題があるということで、反対を国会においてもしてきておるわけでございます。その後だんだん内容が分かるに従って国民的な運動になってまいりました。お医者さん自身も内容がなかなか掴めなかったということ、いっておられますけれども三重県の医師会、保険協会等もようやく動き出してきているような様子があるわけですが、全国的には医師会の取り組みも相当早くから進んでいたと思っています。ですからこのように何度も何度もシステム改修をするのであれば現場に事務に当たる方にとっても、住民にとりましても大変迷惑な状況が生まれていると思っています。それについては当局としても一度これは廃止して元に戻すということ、意思表示をして頂くということが一番大事なのではないか。このように思うところであります。そこで、もう1件質問を致します。65歳以上から75歳未満の障害を持って見える方々につきましては、この後期高齢者医療に入るか国保のままでいるかということについては、自由選択であったと思っています。この時に保険料が高くなるのか。安くなるのかというそういうことが選択の場合の重要なポイントであったと思うわけです。さて既にもう国保をと選んで見える方が新たな減額が実施されることによって後期高齢者医療に入った方がいいと、このように思った方につきましては、どのような対応をするんでしょうかお伺い致します。再度の申し込みができるのか、どうなのかということでございます。そしてこの第1期の納付に間に合わせるためにはいつまでにこの手続きをしたらいいのか。このことについてお伺い致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）65歳から74歳までの一定の障害を受けた方につきましては、当初昨年ですが、正確な数字を忘れましたが90名前後見えたと思いますが、その方々に通知を差し上げて国保の数字が定まるのが6月ですから、本算定が7月1日ですから後期高齢者は4月1日から始まるという

ことでいったん後期高齢者に入ってもらうなり、国保に入ってもらうなりまた7月1日の本算定を迎えて料金が決定したら又、窓口へ相談に来て下さいというようなことをしながら、今言われたような保険料の高い低いも確かにあるかと思しますので、そちらの指導もやってまいりました。今回につきましてもこの軽減措置がございますので又、国保の方についても、後期高齢者の方につきましても、納付書を送る際につきましてもは広報等又ケーブル放送等で、今後も軽減措置があった場合についてはそのように指示をするということと、又そういう話があればいつでも窓口へお越し願いたいということでサポートしてきましたし、又今後もそのように1人一人にしていきたいと考えております。三重県の場合には、7千945人の方を対象に後期高齢に移られたということで3.79%。全国の平均は4.43%というふうに聞いております。全国平均に比べて、かなり低い率を示しておるのもその辺のきめ細かなサポートが三重県内はあったのではないかというふうに、後期連合でも判断をしておりました。一つ訂正をさせていただきたいのですが、先ほど400億円という数字を述べた時にシステム改修と述べたのですが、これは厚労省が発表する政府与党の後期高齢者医療制度の負担軽減に係る費用が全国での400億円かかるということでございます。ですからその中の三重県はおそらく何億円というような5億・6億というような数字が上がってくるかという逆算をしております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)いつまでに変更をすると、この国保・後期高齢者医療の選択をいつまでにやりますとこの第1期に間に合うのかということをお先ほど質問致しましたが、これも答弁が漏れております。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)第1期の納付には間に合わないと考えます。ですから当然後期高齢の移行については遡及することはできませんが。いつでも認定はできますから、それに伴ってシステムによつてたとえば年金ですと、もう今送らないと10月に間に合わない。3ヶ月前に閉めますからそういうことがありますので年金で天引きをされている方が普通徴収の方が、それぞれでございますがあくまでも調定をするのは、後期高齢者医療広域連合の方でありますので、今の時点ですと8月の納付書には間に合わないと考えておりますけれども、当然9月・10月毎月納付書は発行されますからその都度その都度、広域連合の方へ変更の通知書を送りまして変更は随時していきたいと考えております。

議長(小林一則君)他に、ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第4・議案第51号 玉城町手数料徴収条例の一部を改正についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第51号 玉城町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は戸籍法及び住民基本台帳法並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の改正により、条項のずれなどが生じたため、必要な改正を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。補足は省略させていただきます。

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第51号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)資料を添付して頂いておりますので、見せていただきましたところ料金の改定はなく部分的にこの文言の変更があるわけですが、これはどういう意味をなしているのでしょうか。各行とも同じような姿になっているように思います。それからもう一つ最後にこの資料についてですが、新旧対照表の改正後の免除の最後のところに、戸籍に記載した事項に関し無料で証明することができる。とされているものについては、手数料は徴収しないとあるのですが、具体的にはどういった時、どういったものでございましょうか。お伺い致します。

議長(小林一則君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)まず、新旧対照表の文言の改正でございますが、戸籍法の改正に伴いまして、戸籍法の中では今まですべてのものが請求できるということであったわけでありましたが、今回からはその内容が戸籍法が改正されまして文言が色々分かれた条項の中で謳われることになりました。

それに伴ないまして、手数料徴収条例では鈴木議員言われましたように手数料につきましては一切変更されていませんが、そこで謳われております法律の条文がいくつにも別れたり、追加になったりということで、それをこの手数料徴収条例の中へ謳いこませて頂いたとこういうことでございます。それと免除の方ですが、ここで免除第7条2項・3項をあげておりますが現在までこのような形で、法令に定められておりますところのことを条例では謳っていなかったわけでございます。従いまして今回この法令で謳われておる内容につきまして条例でも定めた方が望ましいということで手数料を徴収しないということでこちらへ挙げさせて頂いております。裏の第3項でございますが、これにつきましても現在年金等の証明がありますけれども現況届、又身上報告書ということで年金の生存につきまして証明をし、毎年個人の方が送付しておりますが、これにつきましても現在まで無料で徴収しておりませんでした。それをここへ謳いこませて頂いたとこういうことでご理解を賜りたいと思います。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第5・議案第52号 工事請負契約の締結についてを、議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第52号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。農業排水施設三郷・昼田地区汚水処理場建設工事につきましては、去る7月9日に一般競争入札を執行した結果、西邦、日立プラントテクノ特定建設工事共同企業体と請負代金1億5千713万2千500円で請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。尚、詳細は上下水道課長から説明致します。

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）議案第52号 工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げます。この工事につきましては、平成17年度より事業を開始しております三郷・昼田地区の処理場の建築工事でございます。議案第52号資料をご覧ください。まず、工事名称でございます。農業集落排水施設三郷・昼田地区汚水処理場建設工事でございます。工事場所は玉城町小社曾根地内で、工期につきましては、議決を頂きました日から平成21年9月30日までと致しております。入札につきましては、平成20年7月9日午前10時40分から執行を致しまして、その結果伊勢市下野町600番地13、西邦、日立プラントテクノ特定建設工事共同企業体、代表株式会社西邦建設代表取締役西口竜矢氏に落札決定を致したものでございます。請負金額につきましては消費税及び地方消費税額748万2千500円を含めまして、1億5千713万2千500円でございます。設計金額につきましては2億141万1千円でございます。工事概要につきましては処理対象人口570人で連続流入間欠抜気方式といたし、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事各一式であります。入札結果につきましては裏面にお示しを致しております。第1回の入札によりまして落札決定を致したものでございます。又次に、平面図、立面図を付けております。以上簡単ではございますが補足説明と致します。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第52号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

発言を許します。11番 野口繁君

11番（野口繁君）資料の中の平面図を見せてもらいますと、14番の放流ポンプ場から75ミリの送水管、それが汁谷川へ落ちるようになっております。この落下時点のそこに農業用水の扉門があるわけです。そこで毎年3月の終わりごろに役員さんが15・6人出ていただきまして、残土とか竹とかそういうものを除去する作業が繰り返されるわけでございます。そこへ向いてちょうどこれ汁谷川図面を見ますと広げてあって、もとの姿の7メートル500あると思いますが、そこへ向いての落下となりますと、冬の間水は全々流れておりません。そこでポンプ場から放水されます水が跳ね返って作業ができない状態が発生する恐れがありますので、これをもう少し3メートルか5メートル下流の方へ設計変更をしてもらいたい。もう一つこの放流のパイプの位置でございますが、大水のときになりますと下条橋の橋桁に向いて水が浸くわけでございますので、これを圧送ポンプで排出され

るわけですが、仮に停電になった場合機能がマヒした場合には制止弁があろうと思いますが、できるだけパイプの位置を堤防の上の方へしてもらうことができないかどうかお聞かせ願いたいと思います。

以上2件お願い致します。

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）先程の野口議員のご質問でございますが、今の設計では平面図のところの汁谷川のところを農業用排水汁谷川、一級河川宮川を経て伊勢湾に放流とカッコ書きをしてある所に放流のパイプが出るように設計をしております。堤防のところを堤防上面より60センチの深さで埋設を致しまして、汁谷川への放流という形で現在は設計を致しておりますが、実質の施工にあたりましては、地元改良区及び地元関係者の方と協議を持ちながら施工はさせて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）もう1件だけお願いします。放流するパイプの先ですが汁谷川の斜面に向けて水が流れ落ちるのではないかと思います。この斜面には張部の薄い板で間知ブロックではなしに張プロがしてありますので目じのところから汁谷川へ流れ込むとブロックが全部裏を流してしまう。下のプレハブがあるわけですが、そこも水の流れによって崩壊する恐れがあるので柵板の1スペース1メートル500の管は現場打ちのコンクリの方で対応してもらえたらと思いますがそれは如何でしょうか。

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）パイプの放流口につきましては、汁谷川の法面のブロックのしたにあります踊り場というのですか。あそこを超えまして汁谷川のところを直接パイプを出すという形になっておりますので、のり面ブロックを越えたところでパイプを止めるという形ではございません。川のところまでパイプは伸ばすように致しております。そこに出ましたパイプにつきましてはコンクリート等によりまして巻きつけをするようにしています。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）パイプで汁谷川へ直接流すとなると大水のとき下条橋で橋桁に向けて水が支えるので、完全に障害物が流れてきたときにパイプに向けてぶつかる可能性があるため、十分注意して再検討いただきたいと思致します。

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）この辺につきましては、再度、先ほども申しましたように地元の方及び土地改良区の方と協議致しまして対応を致したいと

思います。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）今お伺いをしておりますと、もうすでに入札も済んでおりましてここに提案を頂いておりますのにもかかわらず、仕事が始まったら現地と相談をしてというのがあまりにも多いように思いますが、そのたび毎に設計変更ということで、この請負金額が増えてくるというようなことが起こるのではないかとちょっと気になる所でございます。と申しますのも一般競争入札であったということでこの設計金額の78%で落札をするということになったと思っておりますが、安い金額になってよかったなと思っていればこの設計変更で金額が増していったということにはなるのかわからないのかこの点が1件お伺いしたいところであります。それからもう一つはここに設計金額、請負金額は記されておりますけれども、予定金額はどの程度あったのかこの予定金額に対して落札金額は何割であったのか。この点についてお伺いを致したいと思っております。

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）地元等の協議によりまして、変更が出てきた場合には当然設計変更なりということが起こりうるかと思っておりますができる限りこの当初の請負金額の中で変更なりができるように地元との協議及び請負業者との協議をさせて頂きたいと考えております。又、予定価額はここにも示してあります設計金額が予定金額でございます落札比率は78%でございます。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第53号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第53号 平成20年度一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は法人町民税の確定申告

により還付をする必要が生じたので、歳入歳出予算にそれぞれ2千18万2千円を追加し、歳入歳出補正予算総額を42億8千618万2千円とするものでございます。

詳細は副町長から説明をいたさせます。何とぞよろしくお願いを申しあげます。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 議案第53号 玉城町一般会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申しあげます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本議案につきましては、予算決算常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。

それでは、これより議案第53号 玉城町一般会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 繰越金の扱い方ですけれども、この6月議会において5月の締めによって、6月議会で提案されるその補正ではっきりとされて前年度繰越金とそれは、この今年の平成20年度の予算に繰り込まれてくるんだとこのように思っていたのですが、7月になりましてからこういう繰越金が入ってくるというのは一体どういうことなんだろうか。繰越金別台帳みたいなものがありまして、そこから必要な時には出してくるという、よくかくし台帳みたいな言い方をされますが、そんなふうに見えるのです。何故かという、この前年度繰越金のこれに入れて頂きますのが、2千18万2千ということで、還付金として還付する金額と一緒になんですよね。過誤納還付金と金額が一緒になるというこのことについても、実に奇妙な感じがするわけですが、ご説明頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 鈴木議員おっしゃられました、まず収入の方で前年度繰越金の関係でございます、これにつきましては、例年9月の議会で最終確定した数字をお示しさせて頂いて、財源とさせて頂いております。6月補正でも若干の補正をあげさせて頂いたと思っておりますが、それにつきましては5月末の段階で締めさせていただいて、決算が確定しておりますので概ねの見込みということで6月議会の方では補正予算の方で10万ほどあげさせて頂いた訳でございます。今回につきましては、概ね確定し

た数字が出てまいりましたので、その額をあげさせて頂いたところでございます。それから歳出の過誤納還付金の同額ではないかというご質問でございますが、過誤納還付金につきましては、いろんな企業等町内にいくつか企業がございますが、予め或る程度の余裕枠を持ってございます。今回返納する部分確定してまいりましたよりも、少ない金額をあげさせておりますので歳入にみあった歳出ということで歳入・歳出をあわせていただいたということでございます。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) わかりました。会計の締めが5月ですので6月だったかなと思ってお聞きしたのですが、9月に確定をしてきたということなので、今後もまだ9月議会に向けて動いてくるんだということがわかりました。そこで、この過誤納還付金につきましてでございますが、これは何社分ですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) この過誤納還付金につきましては、1社でございます。

議長(小林一則君)他に、ございませんか。4番 高木市郎君

4番(高木市郎君)今のお答えで1社ということでありましたが、その事業名をお聞きするという事は、この場ではできないでしょうか。

議長(小林一則君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)これにつきましては、企業名は控えさせて頂きたいと思えます。

議長(小林一則君)11番 野口繁君

11番(野口繁君)お伺い致しますが、還付金額が2千万でございます。20年度の交付税の補正には間に合うのかどうか。ご説明願います。

議長(小林一則君)政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君)20年度交付税ということによろしいですか、20年度交付税につきましては、19年度の確定をもって決算ベースをもってされますのでこの分につきましては、翌年度21年度の交付税に反映されてまいります。以上です。

議長(小林一則君)4番 高木市郎君

4番(高木市郎君)少しこれシステムというのか、町税の法人税というとは私は国税と思っておりました。町民税としていろんな税金が事業にかかっているとありますが、予定で納税されてそれが決算の結果少し足りなくなった。企業の業績があまり良くなかったということで返納すると、私は理解しております。それで、企業の業績があまり好ましくなかったという事実につき

ましてそれは事業報告というもので、なんか数字がハッキリしているわけですから、なければ事業は悪かったよと。景気が悪かった。原料が高くなった。というようなことでわからないはずで、何かきちんとした資料があると思います。それは企業ですから事業報告書というものがある。それは貸借対照表、所謂バランスシート、損益計算書それによる税引前の利益がどれだけあったから返納してもらいたい。そうするべきだというふうになるのではないかと私は思っているのですがその辺のことについてももう少し、ご説明を頂きたい。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）先程のシステムと申しますか。法人町民税からお話をさせていただきますと、この法人町民税につきましては、各企業が決算期が異なるわけですが、その企業の決算期ごとに確定申告をする。それ以前にその決算期の真ん中の6か月を経過した時点で中間申告というものを各企業は町へ提出してまいります。それに基づいて中間申告の2分の1の額を予定納税として、町へ納付する訳でございます。今回の場合平成19年度の段階で予定納税を頂いているわけでございますが、それがこの6月末をもって確定申告が提出されました。確定申告の内容が今回2千万還付という形になったということでございます。従いましてこの還付につきましては当然還付加算金というものを、つけなければならないということになっておりますので通常の年でありまして、200万程度は予算に措置をしておるのですが、それをこえる部分につきましては、そのつど予備費の流用等で対応させていただいております。それは先ほども申しましたように還付加算金をつけなければならない。それを極力少なくしたいと言う趣旨から予備費等で流用させていただいております。今回の場合この今日の7月15日臨時会があるということでありましたのでこれに合わせまして補正予算を組ませて頂きました。又、今回の場合は、予備費の方につきましても1千万円程度の計上しかなかったということもありまして今回計上させて頂いております。それと、国税等のシステム関係であります。これにつきましては当然法人税と申しますと国税をさすわけですが、国税の方でそのいろいろ資本金とか、その時の所得の金額によりまして率も変わってくるということもあるのですが、法人税につきましては、所得が800万越えておりまして、資本金が1億以下のところとかそうした段階でいろいろ率のランクと申しますかそういうものがあります。先程申し上げました800万超のところでは30%概ね適応されていると思うのですが、22%というところもございます。これは農業協同組合、公益法人とかそういうところだと22%法人税。そして県民税が5%。町民法人税が12.3%ということですのでそれを合わせますと47.3%になりますがこれが法人

税といわれていますものの税ということでご理解いただきたいと思います。
以上です。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。11番 野口繁君
11番（野口繁君）参考までにお聞かせ願いたいのですが、中間納税分の金額に対する利息はどれだけ付いているのですか。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）中間申告で納税されましたのは、利息はありません。ただ今回のように確定申告をされまして還付ということになりますと、当然、それからの加算金をつけなければならないということになりますのでそれは先ほど申し上げた通りです。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第7．発議第5号 玉城町農業委員会委員の推薦についてを議題と致します。おはかり致します。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は4人あります。よって玉城町農業委員会委員として、玉城町原1522番地喜田良重さん。玉城町上田辺1240番地1山口加代子さん、玉城町岡村134番地1川井弘美さん 玉城町中角815番地松井優子さん、以上4名の方を推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。

それでは本案を採決致します。発議第5号については原案のとおり推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって発議第5号は原案のとおり推薦することに決しました。

議長（小林一則君）以上で本臨時議会に付議されました案件は全て終了致しました。これにて、平成20年第3回玉城町議会臨時議会を閉会致したいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって平成20年第3回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。提案をさせて頂きました全議案につきまして、承認を頂きましたこと厚くお礼申し上げます。又、発議として議員の皆様方には大変ご尽力を賜りました農業委員会の議会推薦につきまして、体制を整えて頂くということになりまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。特に、議案の中にございました集落排水事業につきましては、今回の小社・三郷・昼田をもって下外城田地域の宮古、岩出、中角、小社三郷が完成するという運びにさせて頂くわけでございます。順調にこの事業を進めさせて頂くことに心からお礼を申し上げる次第でございます。現段階の予定といたしまして、供用開始が平成22年の3月予定で進めさせて頂きますように、全力を尽くしてまいりたいと思っております。尚、下水道事業といたしまして、宮川流域関連のこの事業につきましてはさらに田丸周辺の地域、田辺方面或は又、外城田そして有田地域の生活環境の整備につきまして力を入れてまいりたいと、思っておりますので、今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げます。又、連日大変猛暑の日が続いておりますので、議員の皆様方におかれましては健康に充分ご留意されましてお過ごしを頂きますように思っております。本日はまことにありがとうございました。お礼のご挨拶にかえさせて頂きます。ありがとうございました。

（午前10時00分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員